

リチウム電池等を航空機により輸送するための条件

1 お取扱い可能なサービス

ゆうパックとして差し出していただくこと。

(郵便物(レターパック、スマートレターを含みます。)、ゆうメールおよびゆうパケットではリチウム電池等を航空輸送することはできません。)

お取扱い可	お取扱い不可
ゆうパックのみ 	ゆうパック以外 • 郵便物 • レターパック • ゆうメール • ゆうパケット 等

2 リチウム電池の取扱い条件

種類、輸送形態及びワット時定格値・リチウム含有量から航空可能なものを確認してください。

(1) 種類

種類	特徴
リチウムイオン電池	• 充電できます • 電池表面に「リチウムイオン電池」「リチウムポリマー電池」「リチウム二次電池」「Li-ion」「Li-Po」などと記載されています。
リチウム金属電池	• 一般的に充電できません。 • 電池表面に「リチウム金属電池」「リチウム一次電池」などと記載され、一般的に、BR、CR、FRで始まるアルファベットの型番が記載されています。

(2) ワット時定格値とリチウム含有量の算出方法

	算出方法
ワット時定格値	$\text{ワット時定格値 (Wh)} = \text{電圧 (V)} \times \text{定格容量 (Ah)}$ $= \text{電圧 (V)} \times \text{定格容量 (mA h)} \div 1000$ (例: $3.7V \times 6000mA h \div 1000 = 22.2Wh$)
リチウム含有量	$\text{リチウム含有量 (g)} = \text{定格容量 (Ah)} \times 0.3$

(3) 単電池と組電池の判別方法

	特徴	例
単電池	円筒形、ボタン・コイン形のように、正極(+)と負極(-)が上下(表裏)別々に位置しています。	 
組電池	同じ種類の単電池を複数個パックしたもので、一般的な携帯電話やパソコンのバッテリーのように、正極(+)と負極(-)が上下(表裏)同一面に位置しています。	 

下表に従い、「航空輸送の可否」が「○」であり、リチウム電池等が航空輸送できるか確認してください。
(複数のリチウム電池等を送付する場合は、全てのリチウム電池等を確認してください。)

Point 1: 電池の種類は、リチウムイオン電池か、リチウム金属電池か。

Point 2: 輸送形態は、電池単体か、電池と機器を同梱か、電池を機器に組み込みか。

Point 3: Point 1がリチウムイオン電池の場合

⇒ワット時定格値が、単電池1個当たり20Wh以下か、組電池1組当たり100Wh以下か。

Point 1がリチウム金属電池の場合

⇒リチウム含有量が、単電池1個当たり1g以下か、組電池1組当たり2g以下か。

※ リチウム電池単体(モバイルバッテリーチャージャー(携帯式充電器)など)は、航空輸送することはできません。

種類	輸送形態	ワット時定格値・リチウム含有量		航空輸送の可否	国連番号	包装基準
リチウムイオン電池	電池単体 (モバイルバッテリーなど)			×		
	電池と機器を同梱 (※) 荷物当たり5kg以内 予備電池2セットまで	ワット時定格値	単:1個当たり20Wh以下 組:1組当たり100Wh以下	○	UN 3481	PI 966
	電池を機器に組み込み 荷物当たり5kg以内	ワット時定格値	単:1個当たり20Wh以下 組:1組当たり100Wh以下	○	UN 3481	PI 967
リチウム金属電池	電池単体			×		
	電池と機器を同梱 荷物当たり5kg以内 予備電池2セットまで	リチウム含有量	単:1個当たり1g以下 組:1組当たり2g以下	○	UN 3091	PI 969
	電池を機器に組み込み 荷物当たり5kg以内	リチウム含有量	単:1個当たり1g以下 組:1組当たり2g以下	○	UN 3091	PI 970

※ 2025年12月31日以降にお引き受けするものについて、電池と機器を同梱する場合は、充電率が30%を超えるものについて航空輸送ができなくなります。

3 リチウム電池の包装要件

国際航空運送協会(IATA)の「危険物に関する規則」の包装基準(PI966、967、969又は970を満たすことを確認して、次のとおり包装してください。

- ① 十分な強度で頑丈な外装容器に包装してください。(外装箱に梱包されている状態であり、緩衝材で保護された封筒は不可とします)
- ② 複数個の機器が包装される場合、損傷させないよう機器を包装し、また他の機器との接触を防ぐことができる包装をしてください。

良い例		悪い例
①	②	③
外装箱に梱包されている状態	複数個の場合 緩衝材で保護し、テープなどで固定することも可	緩衝材で保護した封筒

4 「リチウム電池マーク」の条件

「リチウム電池マーク」は、次の条件を満たすものをご用意ください。

なお、「リチウム電池マーク」は、[こちら](#)からダウンロードすることができます。印刷の際は、必ずカラーで印刷してください。

大きさ	縦 10cm × 横 10cm 以上 ※包装物が小さく、折り曲げずに貼付できない場合は、縦 7cm × 横 10cm の大きさのマークも使用できることとされています。				
背景の色	白	文字・図の色	黒	縁(斜線)の色	赤

5 「リチウム電池マーク」の記載事項

項目番2の表をご参照いただき、必要な記載事項を次のとおり記入してください。

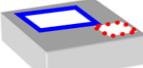
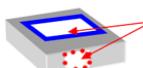
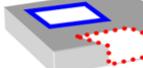
	旧様式 (～2026年12月31日)	新様式(2023年1月1日～)
デザイン		
記載事項	<ul style="list-style-type: none"> リチウム電池の国連番号 (UN3481又はUN3091) 包装基準 連絡先電話番号(旧様式では必須です) 	<ul style="list-style-type: none"> リチウム電池の国連番号 (UN3481又はUN3091) 包装基準

※スマートウォッチなどに内蔵されているリチウムボタン電池の場合は、リチウム電池マークの貼付は不要ですが、品名欄に「スマートウォッチ(リチウムボタン電池)」などと追記してください。

6 リチウム電池マークの表示方法

「リチウム電池マーク」は、次のとおり包装物に表示してください。

※ ゆうパックラベルの上には貼り付けないでください。

良い例		悪い例	
①	②	③	④
			
ゆうパックラベルと同じ面に、折り曲げないように表示します。	①が困難な場合は、ゆうパックの正面に折り曲げないように表示します。	台紙等に表示し差し出すことはできません。リチウム電池マークを表示するのに十分なスペースがあるような梱包を満たす必要があります。	マークを折り曲げたり、2面以上にまたがって表示したりすることは認められていません。